

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	20	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	事業所税のあり方の検討		
要望内容 (概要)	事業所税のあり方について検討を行う。		
関係条文	地方税法第 4 章第 5 節事業所税 等		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	事業所税は、人口 30 万以上の地方税法及び同施行令で定める市（特別区を含む）において、従業者給与総額（従業者割）と事業所床面積（資産割）に応じて課税されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される点や、資本金 1 億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税の付加価値割に加えて課税されるなど過剰な負担であることから、事業所税のあり方について検討を行う必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 （関連する税制改正大綱、閣議決定等） 【法人税の改革について】（平成 26 年 6 月 27 日 政府税調とりまとめ） 1. 法人税改革の趣旨 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
		政策の達成目標	地方税体系全体の中での法人課税の位置づけを再検討することを通じて、法人所得に対する過剰な課税状況を解消する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地方税体系全体のあり方における法人課税の位置づけを再検討することを通じて、法人所得に対する過剰な課税状況を解消することにより、立地競争力の向上や新規開業の促進に繋がる。

	相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	-
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	-
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	

これまでの 税負担 軽減措 置等の 適用実 績と効 果に関 連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		